

## 事業契約書(案)

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-1				0頁目：4. 契約金額(1)/(2)			当該部分及び事業契約書別紙6とあわせ、更新建設工事費・更新建設費・建設負担金のそれぞれの用語の使い方が曖昧です。このため、ご提案に向けた費用の算定等で誤解が生じぬよう、用語の定義をお願い致します。	「更新建設工事費」とは、更新建設工事にかかる費用の総額として本契約の頭書きに記載された金額をいいます。「更新建設費」は「更新建設工事費」に統一します。なお「建設工事費」とは更新建設工事費から設計にかかる費用を除いた費用の総額をいいます。また「建設負担金」とは、全体工事工程表記載の設計完了予定日、取合工事完成予定日又は各新規発電設備引渡し予定日14日前に乙が甲に納付する金額を言う。別紙6の金額は、乙が甲から支払いを受ける金額（税抜）の45%相当額とする。
契-2				0頁目：4. 契約金額(3)			第75条第5項及び別紙7, 1, (2), (a)で記載されている通り、「更新対象外既設発電設備（取合工事後）（温水）」の項目が必要ではないでしょうか。	修正致します。
契-3							住所に「末広町」が抜けております。ご訂正をお願い致します。	修正致します。
契-4	2	1章		第1条		(15)	「更新建設工事」に設計業務が含まれてませんが、本事業における、設計業務の取り扱いをご教示願います。	更新建設工事の定義に「設計業務」を追加致します。
契-5	2	1章		第1条			「事業年度」の用語の定義をご教示下さい。	「事業年度」は、4月1日から3月31日とします。第1条に追加致します。
契-6	7	3章	1	13条	2		この文章からすると、「不可抗力又は法令変更」による工期変更の場合も、最終的には「甲が合理的な工期を定め、乙がこれに従う」事になる、と読み取れます。不可抗力又は法令変更とは、甲乙のどちらの帰責事項ではないと考えられ、こういった場合には両者協議の上で解決するのが妥当であると考えられます。この条文において「不可抗力又は法令変更若しくは」を削除しては頂けませんでしょうか。	現時点での変更の予定はありません。不可抗力時及び事業関連の法令変更時の危険負担の分担に対応させる理解です。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-7	7	3章	1	13条	3		前項における考え方をもとに、本項において冒頭「乙は、」の後ろに「不可抗力又は法令変更若しくは」を挿入して頂けませんでしょうか。	現時点での変更の予定はありません。不可抗力時及び事業関連の法令変更時の危険負担の分担に対応させる理解です。
契-8	7	3章	1	13条			本条において、「相手方の損害又は増加費用を、合理的な範囲で賠償又は負担する」とありますが、具体的な支払い条件についての表現がございません。甲の帰責事項において工期が変更された場合は、S P Cのキャッシュフローの安定性、ひいては事業の継続の安定性を鑑みましてぜひ一括にて損害又は増加費用を負担して頂きたく存じます。つきましては、「合理的な範囲で賠償」から「合理的な範囲で一括で賠償」等、表現を加筆しては頂けませんでしょうか。 また、本条において不可抗力又は法令変更による負担額の規定はあるものの、具体的な支払い条件に関する記述がございません。別紙9、10の場合も支払方法に関しては「具体的な支払方法については甲乙協議にて決定するものとする。」と追記いただけないでしょうか。	現時点での変更の予定はありません。
契-9	8	3章	2	16条	1		1項2行目「設計に関する一切の責任（設計上の誤り並びに乙の都合による設計条件の変更及び設計変更から発生する追加費用の負担を含む。）を負担する。」とありますが、この文章からですと乙の瑕疵担保責任期間終了後の瑕疵による事業期間中の不具合に関しましても「設計責任」を追及できるよう解釈可能と考えられます。つきましては「設計に関する責任を第34条に準じて負担する」など明瞭な表現に変更しては頂けませんでしょうか。	第34条の瑕疵担保責任は、修補の可能性を前提とした完成施設を対象とするものであり、設計は対象外ですので、同条とは別に設計責任を設ける必要があります。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-10	9	3章	2	21条			本条に置きまして、「甲は設計図書等について、本事業の実施に必要な範囲で無償かつ自由に、複製、頒布、展示、改変及び翻案等使用する権利」があると解釈されます。本件はPFI事業であることを考慮するとやはりある程度の公開義務は承知致します次第ですが、「本事業の実施に必要な範囲」がどのようなものか当方としては図りかねますので何らかの目安等をご教示頂ければ応募者側といたしましても安心できる次第です。ぜひご高配をお願い申し上げます。	本条に、「甲が第三者に設計図書等を開示する場合には、事前に乙と協議するものとする。」と追加します。
契-11	9	3章	21条	2	(3)		設計図書等の複製、改変等ができなければ、実務又は他の案件への対応等に困ることが考えられますので、少なくとも事業者での実施は適用外にしていただけませんでしょうか。	削除致します。
契-12	9	3章	21条	2	(4)		発電機銘板に事業者の記載ができないことになりますので、削除していただけませんでしょうか。	削除致します。
契-13	11	3章	3	24条	5		本条におきましては、工事請負人等に係る何らかの紛争に起因」したものは「すべて乙が負担するものとする」との記述ではございますが、可能性としまして甲に帰責事由がある場合も考えられます。「ただし、甲の責に帰すべき事由が存するときは、この限りではない。」と追記をしては頂けませんでしょうか。	ご指摘の通りに修正致します。

質問・意見等	回答
契-14 12 3章 3 第29条 他 第1回質問で『「工事の施工に伴い通常避けることが出来ない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を全て賠償しなければならない。」とありますが、通常避けられない損害は、甲の負担と考えるのが合理的ではないでしょうか。よって乙が善良な管理者の注意義務を怠った場合のみ、乙の負担とさせて頂けないでしょうか。』と要望させていただきましたが、再考いただけませんでしょうか。	現時点では、第1回回答から変更はありません。
契-15 13 3章 3 31条 4 第1回質問回答書 契-46にて、試運転に伴って発生する電力はダミー負荷で処理することを想定されているとのことです、引き取らない理由として、不安定電源の接続に伴う系統への影響を懸念されてと理解すれば良いでしょうか。ダミー負荷による処理は多額の費用が発生すると推定されるため、発電単価の増加を少しでも抑えるために、乙が希望する場合については、無償ででも引き取っていただけることを再度検討いただきたくお願ひいたします。	試運転時に発生する電力を引き取らない理由はご指摘のとおりです。このため、電力引取りを可能となるように事業契約書(案)を修正しますが、この場合に、事故及び質の悪い電気等に起因して甲に生じる損害又は増加費用はすべて乙の負担とします。こうしたリスクを勘案のうえご提案ください。
契-16 13 3章 31条 7 不備の通知に「速やかに」が使用されていますが、甲の行うことですので、他条項との関係を考えても「7日以内」とすべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりに修正致します。

頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-17	14	3章	3	第32条		各新規発電設備は更新建設工事確認通知書を受領した後、所有権移転手続を行なうこととなります。貴市での所有権移転手続に必要な期間（日数）をご教示ください。事業者は目的物引渡書を提出した時点から、設備の運転管理が開始が可能なのでしょうか、そうでないとするなら移転手続期間中は設備の運転は可能ですか、運転できるとすれば、その期間に発生する電力・温水は貴市にて受けとりいただけますでしょうか。	第32条に規定する引渡日の翌日から当該発電設備を用いた甲に対する電力及び温水供給が可能です（第68条第2項参照）。
契-18	14	3章	32条	1		「各完了確認通知書の受領と同時」に所有権を移転するとの規定と、別紙1目的物引渡書に「下記引渡年月日で引き渡します」との文言とに日付に相違があつた場合の関係が不明です。「各完了確認通知書の受領と同時」に所有権を移転させるのであれば、別紙1目的物引渡書に「下記記載の完了確認通知書受領時にお引き渡し致しましたことをお届け致します。」等の表現ではないでしょうか。	引渡証は、引渡日に当日の日付が記入されたものを受領する予定です。
契-19	14	3章	3	第33条		「当該新規発電設備の更新建設費に対し…」とありますが、更新建設費の示す範囲をご教示頂くとともに、更新建設費の用語の定義をお願い致します。	「別紙6記載の各新規発電設備に係る更新建設工事費に対し」と修正します。なお、所有権移転のみではなく、設計、取合工事、撤去工事の遅延の場合にも本条の利率による遅延損害金が発生する旨を明記いたします。
契-20	14	3章		第33条		遅延違約金の年率は、”政府契約の支払い遅延防止等に関する法律”によれば、8.25%となります。現在の市場金利水準等から判断しますと8.25%は高すぎると考えます。この率を下げるることはできませんでしょうか。	現時点では変更の予定はありません。
契-21	14	3章	3	34条	1	第一回質問の契-50に関連して、「取合工事に係る部分に関して…」との訂正がなされることを御確認ください。	「新規発電設備又は取合工事後の更新対象外既設発電設備の取合工事に係る部分に瑕疵がある場合」と修正致します。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-22	14	3章	3	第34条	1		原文ですと、更新対象外既設発電設備の全て瑕疵を事業者の責任とするように解釈可能です。取合工事部分のみに限定されるよう明記お願い致します。	「新規発電設備又は取合工事後の更新対象外既設発電設備の取合工事に係る部分に瑕疵がある場合」と修正致します。
契-23	14	3章	3	34条	1		<p>本項にて、「当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに合理的な損害の賠償を請求することができる」とありますが、「合理的な」という言葉では実際に起こった場合の出銭を予想することが非常に難しくなってしまいます。つきましては本項を下記のような表現にしては頂けませんでしょうか？</p> <p>(第1案) 「当該瑕疵の修補を請求することができる。また、本契約において乙が負う瑕疵担保責任の範囲は修補に限るものとする。」</p> <p>(第2案) 「当該瑕疵の修補をし、又は補修に代え、甲が直接被った損害の賠償をすることができる」</p>	請負契約における瑕疵担保責任ですので、損害の範囲を予め限定はしません。
契-24	14	3章	3	第34条	2		1年を超えて発見された軽微な瑕疵（事業運営に支障のない）に対する損害賠償請求は無いと考えて良いでしょうか。	第一回回答契-52にある通り、第34条の通常の瑕疵担保責任期間は2年と修正します。
契-25	14	3章	3	34条	2		「故意又は重大な過失がある場合は10年」の瑕疵担保期間となっており、非常に長い期間のように感じられます。「故意又は重大な過失」と市殿が判断されるケースはどのような場合か、恐縮ですがご教示願えませんでしょうか。また、本件につきましても10年から5年へ、合理的な期間に変更していただきたく、お願い致します。	<p>完了検査後に故意に別の発電設備に取り替え、又は極めて初步的な確認作業の懈怠等により瑕疵が発見できず、その結果として発電設備の機能が低下した場合のような特に責任が重大であることが明瞭な場合を想定しています。</p> <p>上記のように「故意又は重大な過失」を限定的に解釈することを前提に、期間の変更は行いません。</p>
契-26	18	4章	39条				「合理的に要求される範囲の安全管理」義務の具体的な内容が不明確と考えます。「具体的な内容は、別途甲乙で協議、決定する。」等が必要と考えます。	ご指摘の通りに修正致します。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-27	18	4章	40条				「合理的に要求される範囲の安全管理」義務の具体的な内容が不明確と考えます。「具体的な内容は、別途甲乙で協議、決定する。」等の記載をお願いいたします。	ご指摘の通りに修正致します。
契-28	18	4章	1	42条			本条におきましても、34条について進言させて頂きましたとおり、損害の範囲を事業者側では図りかねてしまい、事業開始後の事業継続性、安定性を予想することが非常に難しくなってしまいます。「甲に生じた被害」を「甲が直接被った損害」との表現にしては頂けませんでしょうか。	ご指摘の通りに修正致します。
契-29	18	4章	1	第43条			第1回質問で『「全体施設の維持管理又は運営に伴い、通常避けることが出来ない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を全て賠償しなければならない。』』とありますが、通常避けられない損害は、甲の負担と考えるのが合理的ではないでしょうか。よって乙が善良な管理者の注意義務を怠った場合のみ、乙の負担とさせて頂けないでしょうか。』と要望させていただきましたが、再考いただけませんでしょうか。	第1回回答から変更はありません。
契-30	19	4章	44条				「事業年度」及び「事業年度開始日」を、定義いただけませんでしょうか。	「事業年度」は4月1日から3月31日とします。「事業年度開始日」は4月1日です。第1条に追加致します。
契-31	19	4章	47条				「事業年度」及び「事業年度の末日」を、定義いただけませんでしょうか。	「事業年度」は4月1日から3月31日とします。「事業年度の末日」は3月31日です。第1条に追加致します。
契-32	20	4章	1	48条	1	(3)	「各事業年度に1回、全体施設の性能検査を行い」とありますが、このモニタリングに係る費用は、3項に記載の甲に生じるものとして、書類作成等に係る費用を除き、甲の負担と理解してよいですか。この点を明記願います。	書類作成等に係る費用には、性能検査を実施しその結果の報告のための書類を作成する費用を含む理解です。なお、性能検査の内容については甲乙の協議事項と致します。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-33	21	4章	2	第50条			「乙をして当該大規模修繕又は増改築を行わせることができる。」とあります が、例えば技術的に対応できない場合など、合理的な理由がある場合は乙が請負わないことが出来ると追記して頂けますでしょうか。	ご指摘の通りに修正致します。
契-34	21	4章	2	50条			4行目「ただし、乙の責めに帰すべき事由により甲が発電機棟の大規模修繕又は増改築が必要であると判断した場合は、当該大規模修繕又は増改築にかかる費用は乙が負担する」との記述でございますが、こちらに関しまして「判断の基準」をぜひご教示願えれば幸いでございます。また、応募者としては乙の責めに帰すべき事由の範囲において、と修正頂ければと思っております。つきましては4行目のただし書き以降、「ただし、乙の責めに帰すべき事由により甲が発電機棟の大規模修繕又は増改築が必要であると判断した場合は、当該大規模修繕又は増改築にかかる費用は乙の責めに帰すべき事由の範囲において乙が負担する」というようにして頂ければと考えます。	公募要項等及び応募者提案記載の業務水準を維持できない場合であり、かつそれが乙の故意又は過失など乙の責めに帰すべき事由によりもたらされた状態であるときを想定しています。 4行目但し書き以降につきましては、ご指摘の通りに修正致します。
契-35	21	4章	2	50条			念のための確認とさせて頂きたいのですが、「発電機棟」には「発電設備」は含まれないという認識で間違いはありませんでしょうか？	ご指摘の通りです。
契-36	22	4章	3	55条	6		3行目ただし書き以降「ただし、乙の責めに帰すべき事由又は甲の要求により乙が本項の大規模修繕又は更新を行なった場合」を「ただし、乙の責めに帰すべき事由により本項の大規模修繕又は更新を行なった場合」を「ただし、乙の責めに帰すべき事由により本項の大規模修繕又は更新が必要となつた場合を除き」と修正しては頂けませんでしょうか？	現時点での変更の予定はございません。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-37	25	4章	9	第69条	1&2		市から支給される消化ガス量が当初の想定値を超える場合は発電費用、処分費用等乙の支出を余儀なくされた増加費用については甲の負担としてかまいませんか。	乙の負担です。
契-38	25	4章	9	第69条	4		市から支給される消化ガス量が当初の想定値を下回る場合は電力・温水の供給不足に対して電力料金、温水料金の減額、違約金等の適用はないと判断してかまいませんか。	電力・温水の供給不足にかかる基本料金の減額については、第79条第1項但書きで「甲による消化ガスの供給が減少したために電力の供給の全部又は一部が停止した場合」は例外としております。また、従量料金については減額対象となりますが、消化ガスの計画供給量に対する受入量の割合を乗じた値を基準とし、消化ガス受入量の減少を斟酌しております。
契-39	25	4章	9	第69条	5		「品質」「成分」及び「圧力」の用語の定義をご教示ください。用語の定義で具体的に定義し、双方に誤解が生じぬよう、お願ひ致します。	「品質」「成分」「圧力」は例示であり、消化ガスの性状に関わる一切について保証しないという理解です。ただし、第一回回答（契-95、契-96）の通り、有効利用が困難になるほどの変動がある場合には協議によって対処する点を明記します。
契-40	25	4章	9	第69条	6		未知の成分による発電設備等の損傷、劣化等の発生、または発電設備の改造や維持管理・運営費用の増加については別紙10の不可抗力の規定扱いとして頂けますでしょうか。	不可抗力は第1条(40)に限定されます。
契-41	25	4章	9	第69条	7		消化ガスの成分に関する分析を、メタンと炭素ガスについては月1回、硫化水素濃度については週1回行い、とあります が、簡易分析計の測定値等を用いてもかまいませんか（計量証明書がなくてもかまいませんか）また、メタンは可燃分ガス、炭酸ガスはそれ以外として測定してもかまいませんでしょうか。	ご指摘の通りの理解です。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-42	25	4章	9	69条			本条に関連しまして、貴局の電力需要が低い状態において、消化ガスの必要以上の過剰な供給を受けた場合においてですが、例えば貴局にて他からの電力供給を下げ、本事業による電力引取の優先をお願いし、過剰な消化ガスの有効に対するご協力をお願い致します。	協力致します。
契-43	26	4章	9	第73条	1		消化ガスの供給量が減少した場合の供給義務の免除規定追加をご検討ください	「甲の乙に対する消化ガス供給が著しく減少したことにより、乙が公募要項等及び応募者提案記載の電力供給にかかる業務要求水準を達成できないことが明らかとなった場合には、乙は甲に対し第91条ないし第92条に従い業務水準又は業務範囲の変更手続きを行うよう求めることができる」と追加致します。
契-44	26	4章	9	第74条	1		消化ガスの供給量が減少した場合の供給義務の免除規定追加をご検討ください	「甲の乙に対する消化ガス供給が著しく減少したことにより、乙が公募要項等及び応募者提案記載の温水供給にかかる業務要求水準を達成できないことが明らかとなった場合には、乙は甲に対し第91条ないし第92条に従い業務水準又は業務範囲の変更手続きを行うよう求めることができる」と追加致します。
契-45	28	5章		第75条	1		「基本料金対象維持管理費(電力)」とございますが、「基本料金対象維持管理費(電力/温水)」とご訂正願います。	ご指摘の通り修正致します。
契-46	28	5章		第75条	5・6		5,6項で、所有権移転手続期間の運転を実施した場合、管理運営が開始されたと認定され、支払いの対象期間となるのでしょうか。	第32条に規定する引渡日の翌日から当該発電設備を用いた甲に対する電力及び温水供給が可能(第68条第2項参照)であり、それ以降は支払いの対象となります。
契-47	28	5章		第75条	6		「温水基本料金単価は、…」とございますが、当該部分に「基本料金対象維持管理運営費」は含まれないのでしょうか。	温水基本料金単価にも「基本料金対象維持管理運営費」を含むように修正致します。

頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-48	28	5章		75条	7	「甲は、乙に対して、維持管理・運営期間開始日から、乙から供給を受けた電力量に電力従量料金単価を乗じた金額を従量料金を支払うものとする」とありますが、意味が不明瞭ですので「乙から供給を受けた電力量に電力従量料金単価を乗じた金額を従量料金として支払うものとする」ではいかがでしょうか？	ご指摘の通りに修正致します。
契-49	29	5章		第75条	7	応募者提案記載の毎年度計画発電総量を超える発電量には、環境事業局から前年度に買電した単価又は従量料金単価のいずれか低い単価を用いて算出した電力従量料金で支払うことになります。しかし、消化ガス量が増えた場合、発電量が増えるだけではなく発電設備の稼働時間も増加します。また、消化ガス中のメタン含有割合が大きく増加した場合等も発電設備の単位発電量当りの必要ガス供給量が減り、全量のガスを使用すると発電量が増えるだけではなく発電設備の稼働時間が増加します。この場合、基本料金である維持管理費の增加分は支払っていただけないのでしょうか。	乙の負担とする理解です。それを踏まえたご提案をお願い致します。 なお、計画発電総量を超える発電量の買取値段についてのインセンティブの付与を検討しています。
契-50	29	5章	76条	1		「適法な前払金の請求書」とありますが、「前払金の請求書」を規定する法律はないと考えますので、「適法な」は、不要又は「適切な」に訂正していただけますのでしょうか。	原文のままと致します。なお、「公共工事前払金に関する規則」（昭和37年3月31日規則第14号）第5条を参照ください。
契-51	29	5章		76条	1	「建設工事費」の定義をご教示ください。	建設工事費」とは更新建設工事費から設計にかかる費用を除いた費用の総額をいいます。

質問・意見等	回答
撤去費用に関する建設負担金の支払いのタイミングが曖昧です。支払いのタイミングを明記下さい。	撤去費用に係る建設負担金の納付時期は、撤去費用の請求予定日（直後の新規発電設備引渡予定日、第76条第6項参照）の14日前となります。ただし、新規発電設備すべての引渡しが完了した後に撤去工事が必要となる提案の場合には、当該撤去工事に係る建設負担金の納付は、直前の新規発電設備に係る建設負担金納付時とします。なお、具体的な支払いのタイミングについては、優先交渉権者が確定した後に、上記の基本方針に従い、具体的な日時を別紙6に記載することとします。 以上が明確となるように事業契約書（案）を修正致します。
年度出来高部分の支払請求に伴う建設負担金の支払は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。
「納入通知書」の定義をご教示ください。	建設負担金の納入日前に甲が乙に発行する負担金額及び負担金支払日を示した書類をいいます。本条本項にその旨を明記します。
「各発電設備ごとの出来高部分について…」とございますが、完了確認書受領後ということであれば、各発電設備ごとの出来高は常に100%という理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の通りです。なお、工事全体にとって各新規発電設備の完了・引渡しは部分完了と位置づけられるため、本条のような規定となります。
「第1項若しくは第3項…」は、「第1項若しくは第4項…」の理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の通りです。
「別紙6記載の各発電設備ごとの出来高部分について、…」とございますが、本項では設計費・取合工事・撤去費用等は含まれるのでしょうか？本項でカバーされる支払いの範囲を明記ください。	本項の対象は、別紙6記載の設計費、取合工事費及び各発電設備の建設費です。なお、撤去費については第6項で規定しています。以上が明確となるよう事業契約書（案）を修文致します。
「更新建設工事費の出来形部分について…」とございますが、完了確認書受領後ということであれば、各発電設備ごとの出来高は常に100%という理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の通りです。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-59	30	5章		第76条	6		撤去費用の支払い方法につき、第1項、第4項及び第5項で特段の記載がありませんが、本項と第1項、第4項及び第5項との関係をご教示ください。第1項、第4項及び第5項には撤去費用は含まれないのでしょうか、それとも、各発電施設と同様、第1項、第4項及び第5項通りの支払い方法になるのでしょうか支払方法を明記下さい。	第1項及び第4項には撤去費用も含まれます。第1項の「建設工事費」の部分を「更新建設工事費（ただし設計に係る費用は除く）」に修正します。第5項には撤去費用は含まれません。第6項は第5項の特例であり、撤去費用については単独での請求ではなく、直後の新規発電設備の請求と合わせて請求をお願いする趣旨です。
契-60	30	5章		第76条	7		「当該残高に係る建設負担金…」とございますが、本条第3項で支払う建設負担金との違いをご教示ください。建設負担金はそれぞれの完了予定日の14日前と全体の完工の1ヶ月前の2度支払う必要があるのでしょうか？また、本項では、前払い金（第1項）及び部分払金（第4項）に加え、第5項による残額の支払いも控除した上で請求させて頂くとの理解で宜しいでしょうか。	本項は、例えばすべての新規発電設備の引渡しが完了した後に発生する撤去工事費を想定しています。この場合、当該撤去工事費に係る建設負担金の納付は第3項には予定されていないため、本項で特別に規定しています。この点を明記します。また引渡し後の撤去工事が発生しない提案を採用する場合は本項を削除します。なお、基本料金単価への算入との関係から「本項の請求の1ヶ月前」の納付を、「直前の新規発電設備の引渡予定日の14日前」の納付に修正します。
契-61	30	5章	76条	8			「甲は、請求内容を確認の上、第1項、第3項、第5項、第6項、第7項の請求を受けた日から40日以内に乙に支払うものとする。」との記載がありますが、前段の記載では ・第1項：請求の後、14日以内 ・第3項：乙→甲への支払 の内容で、本項の内容と矛盾があります。 本項を「40日」→「14日」、「第3項」→削除と訂正していただけますでしょうか。	ご指摘の通り修正します。
契-62	31	5章		第79条	1&2		乙の責に起因する電力・温水供給不能の場合は事業契約書(案)第79条に基づく減額措置があるのみであり、其の他の違約金、ペナティー（買電費用等）の乙の負担はないと判断してかまいませんか。	第8章に従い、契約解除に至った場合には違約金が発生します。第73条及び第74条の供給義務違反により第100条2項4号又は同条3項1号の事由による解除の対象となり、101条により違約金支払及び損害賠償義務が発生する可能性があります。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-63	31	5章		第79条	1	(1)	発電容量総数とは、全体施設の定格発電容量ではなく、計画発電容量（様式5-4-1の事業者電力供給量）という理解でよろしいでしょうか。また、「電力供給の全部又は一部が停止したときは、」とありますが、一部の設備が故障で停止した時に予備機等でバックアップし、事業者電力供給量が計画発電容量を維持できた場合は減額対象とならないと考えてよろしいですか。	発電容量総数についてはご指摘の通りと致します。減額の対象となる「電力供給の全部又は一部が停止したとき」については、「発電容量総数を3割以上下回るとき」と修正致します。
契-64	31	5章		第79条	1	(1)	「電力の基本料金の額…」とございますが、「電力の基本料金単価の額…」に訂正して頂きたくご検討願います。	現時点では変更の予定はありません。
契-65	31	5章		第79条	1	(1)	発電容量総数を定義ください	発電容量総数についてはご指摘の通りと致します。減額の対象となる「電力供給の全部又は一部が停止したとき」については、「発電容量総数を3割以上下回るとき」と修正致します。
契-66	31	5章		79条	1		本事業におきまして、市殿からの消化ガス供給量、品質、成分、圧力等について保証事項とはなっておりません。大変恐縮ではございますが、事業者としてスムーズに事業を行なうためにも、(1) 8行目～9行目、「甲による消化ガスの供給が減少」の後に「もしくは品質、成分、圧力の変化のため」と追記いただくことはできませんでしょうか？	現時点では変更の予定はありません。
契-67	31	5章		第79条	1	(3)	本条項の電力供給には、ガスのカロリーが大きく影響すると考えますが、本条項には、ガスのカロリーを勘案した減額規定はございませんので、明確化して頂きたくご検討願います。	現時点では変更の予定はありません。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-68	32	5章		79条	1	(3) (4)	電気料金の減額については、消化ガス受入量と発電量をベースに算定し判断することになっていますが、発電出力には、消化ガスの量だけではなく発熱量（性状）も影響するため、発熱量も加味した算定を行っていただくことを提案いたします。具体的には、発電のインプットとして消化ガス燃料としての総熱量（消化ガス量×消化ガス低位発熱量）を採用していただくことをお願いいたします。	現時点では変更の予定はありません。
契-69	31	5章		第79条	2	(1)	「温水の基本料金の額…」とございますが、「温水の基本料金単価の額…」に訂正して頂きたくご検討願います。	現時点では変更の予定はありません。
契-70	31	5章	79条	2			温水供給について、業務要求水準書記載の供給水量および供給温度条件を常時満足しなければペナルティーの対象となるのでしょうか。 年間の消化ガス最低供給量(950万Nm <sup>3</sup> /年)以上の場合でも、短・中期的にガス量が減少した場合や、オキシダント注意報等で運転調整を行っている場合など、常時条件を満たすのが困難な場合について考慮いただけないでしょうか。	第73条第2項ないし第4項と同様の規定を設けます。
契-71	36	6章	88条	2			事情変更の原則から考えて、少なくとも第83条第7項同様に「関係者協議会」での協議が認められるべきと考えますがいかがでしょうか。	料金変更については甲の判断を重視する趣旨です。 現時点での変更の予定はありません。
契-72	36	6章	89条	3			「乙は甲の定める業務方法の変更に」従うことが不可能な場合も考えられるため、第88条第2項と同様「合理的」であることを規定いただけませんでしょうか。	ご指摘の通りに変更いたします。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-73	38	6章	92条	4			「乙の要求により延長する」でなければ、第92条第2項及び第3項のリスク軽減にはならないと思われます。リスク軽減のため、「乙の要求により延長する」ことを認めていただけませんでしょうか。	現時点では変更の予定はありません。
契-74	39	6章	4	94条	6		本項におきまして、本契約が業務要求水準変更又は業務範囲の重大な変更により、解除された場合に、新規発電設備の出来形部分について「20年間を超えない範囲で甲は乙に支払う」となっていますが、金融機関からの融資をスムーズに受けられるようにする為にも、一括にてお支払いを頂けますようお願いを申し上げたく考えます。	一括払いと致します。
契-75	42	8章	98条	1			「契約終了に伴って甲が乙から所有(権)移転を受ける器具、備品及び重機等」は、定義がありません。定義付けを別途協議することとしていただけますか。	ご提案どおりに修正致します。
契-76	42	8章		第98条	1		「発電設備を本契約終了後少なくとも2年間は大規模修繕を要しない程度の性能及び機能を有する水準を保った状態にしておかなければならない。」とあるのは、「20年間の運用期間中と同等の点検補修、維持管理を行ったうえで性能及び機能を有する水準を少なくとも2年間保てればよい。」という解釈ですか。	ご指摘の通りの理解です。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-77	42	8章		98条			<p>本条1項にて、契約終了日から1年間、「大規模修繕を要しない程度の性能及び機能を有する水準を保った状態」に性能保証をする義務を事業者は負いますが、20年の運転の後、更に性能保証を負う事は事業者にとって過大な負担と考えます。発電設備等を再度更新するための必要期間と考えますが、その点については別途業務委託契約等を結ぶ事を規定し、性能の維持を図りながら、更新の業務を進めることを検討いただきたく存じます。それによつて、性能保証の1項を削除が可能かと存じます。</p> <p>本条6項にて、契約終了日から1年間、乙は発電設備等について瑕疵担保責任を負う事になっておりますが、発電設備等についての瑕疵担保責任は既に第34条で負担しており、20年間運転後に更に瑕疵担保責任を負う事は事業者にとって過大な負担と考えます。ここまでは第1回の質問にも挙げられており、市殿のご回答を頂きましたが、応募者である我々と致しましては別途業務委託契約等を結ぶ事を規定し、瑕疵担保はその業務委託契約にて補填されるでご検討いただきたい、とご提案を申し上げます。。それによつて、6項と7項を削除が可能かと存じます。</p>	現時点での変更の予定はありません。

頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-78	42	8章	100条	2		<p>第1回目の質問回答におきまして、2項（2）、（3）に「ただし、かかる事由の発生が乙の責に帰すべからざる場合はこの限りではない」と追記頂けるとのことでございましたが、1項と同様に下記の通り2項の最後に追記して頂きたく、お願ひ致します。</p> <p>「2 発電設備等の維持管理・運営開始日以降において、次に掲げる場合は、甲は、乙に対して書面により本契約を通知することにより本契約を終了させることができる。ただしかかる事由の発生が乙の責に帰すべからざる場合はこの限りではない」</p>	ご指摘の通りに修正致します。
契-79	43	8章	第101条	1・3	(1)	<p>確認ですが、運営開始後の事業者の責で契約が終了した場合、基本料金対象更新建設費分の10%の損害賠償金と（マイナス100分90）に相当する額の、合計20%部分が没収されるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	101条第1項なお書き「なお、更新建設期間及び維持管理・運営期間が重複する期間においては、各期間に対応する違約金の合計額を支払うものとする」を削除します。
契-80	43	8章	第101条	1・3		<p>乙の責による契約解除違約金として”支払い期間残日数の「基本料金対象更新建設費」分に相当する額の10%相当額”とされていますが、「基本料金対象更新建設費」は工事完了後既に市に引き渡された設備の建設費返済相当額であり、維持管理運営期間における違約金として支払い期間残期間の建設費返済相当額が削減されることは、設備更新に係る甲、乙の債権・債務が不確定となります。このように設備更新に係る返済相当額が削減されることはプロジェクトファイナンスの組成に大きな困難がともないます（融資返済金相当額の収入の信頼性が劣る事となるため）。したがって、維持管理運営期間における違約金については、あくまでも「基本料金対象維持管理運営費の一定額（たとえばその10%相当額とか）としていただけませんか。</p>	乙の帰責事由による解除であるため、現時点では変更の予定はありません。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-81	43	8章		第101条	2		「相当な金額とは、評価時点における合理的な評価額となります」と回答を頂いておりますが、「合理的な評価額」ではなく、「簿価」と訂正して頂きたいご検討願います。以下、事業契約(案)、第107条第2項及び第110条第2項に対しましても同様にご検討願います。	第1回回答から変更はありません。
契-82	43	8章		101条			1項にて違約金を定められておりますが、5項において甲は「別途債務不履行に基づく損害賠償を請求することができます」こととなります。事業者側と致しましてはぜひ1項の違約金をもつて損害賠償とさせて頂きたいところでございますが、もしそうは汲み取って頂けなかった場合に、本文面のままですると損害賠償の範囲に関する表現が（第1回質問回答に伴い修正・削除される予定である）2項、4項以外には見当たりません。上限を設けていただくなど、できる限り事業者にとっても判断しやすい表現を盛り込んでいただきたく存じます。	変更の予定はありません。違約金は損害賠償の予定ではありません。
契-83	47	10章		105条	3		「サービス購入料」の用語の定義をご教示下さい。	「電力料金及び温水料金」と修正致します。
契-84	47	10章		106条	2		「法令の公布日」は、施行日と同一のときもありますし、施行日より前の場合もありますので考慮いただきたいと考えます。	「施行日より180日」と修正致します。
契-85	47	10章		107条	1		横浜市殿のみ事業の解約権を行使できる規定をされてますが、事業者にも事業の解約権を認めていただくことをご検討願います。	乙にも解除権を付与するように修正致します。ただし乙が危険を負担する法令変更に限定いたします。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-86	47	10章		107条	2		法令変更にて解除に至った場合も、新規発電設備出来形部分について、「20年を超えない範囲」で分割払いを選択することができる、となっておりますが金融機関からの融資をスムーズに受けられるようにする為にも、一括にてお支払いを頂けますようお願いを申し上げたく考えます。	一括払いと致します。
契-87	49	11章		第109条	3		不可抗力により「乙が負担した増加費用・損害」額には、各種契約解除・更新に伴う追加費用、違約金、損害防止費用、緊急対応費用、清掃・排土費用、徐千費用、乙の喪失利益等も含まれると判断してかまいませんか。	違約金及び喪失利益は対象外です。なお不可抗力の場合は違約金の発生は予定されていません。
契-88	49	11章		第110条	1		横浜市殿のみ事業の解約権を行使できる規定をされてますが、事業者にも事業の解約権を認めていただくことをご検討願います。	不可抗力の危険負担は主に甲にあることから、解除権は甲に限定される理解です。
契-89	49	11章		110条	12		不可抗力の場合、甲についてのみ解除権が定められておりますが「甲が本事業の継続が困難と判断した場合にも新規発電設備出来形部分について「20年間を超えない範囲」で分割払いを選択することができる、となっております。金融機関からの融資をスムーズに受けられるようにする為にも、一括にてお支払いを頂けますようお願いを申し上げたく考えます。	一括払いと致します。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-90	52	13章		113条			本条につきまして第1回目の質問受付において質問が出されておりましたが、そのご回答の中で「その他（＝基本協定書内別紙1記載の出資者保証書の他）、甲と乙との協議によるものも含まれます」とございます。ただ、本条で引用する別紙11には「甲と乙が協議したところ従い規定する」となつており、明確な記述がございません。「出資者保証書に加え、事業契約締結前に甲と乙が協議する内容を踏襲した別紙11」等、もう一步詳しく記述していただけるとわかりやすいのではないかでしょうか。	ご提案の通り修正致します。
契-91	52	13章		114条	1		大会社（資本金5億円以上、又は負債200億円以上の株式会社）以外は、公認会計士又は監査法人による監査を受査する義務はありません。特別目的会社の資本金が5億円未満であれば、費用等からも重い義務と考えますので削除をお願いいたします。	削除の予定はありません。
契-92	52	13章		116条	1		市がコンサルタントと契約を締結することを考え、第2項の確約書は、市にも差し入れていただくこととしていただきたくお願ひいたします。	ご指摘の通り、修正致します。
契-93	52	13章		117条			「工業所有権」は、「産業財産権」と呼称するようになっていますので修正をお願い致します。	ご指摘の通り、修正致します。
契-94	53	13章		121条	1		本契約の条項によっては「書面をもつて」と記載したものとしないものがあり最後の本条で全て書面で行う旨を規定することは、削除するべきと考えます	削除致します。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-95	53	13章		121条			6項「本契約上の期間の定めは、民法及び商法が規定するところによる」とございますが、本項の規定がなくても当然に本契約上特に定めていない事項については民法及び商法が適用されると考えられます。また、このような記載によって、本契約上で瑕疵担保等の条項に特に定めた期間について民法上の期間と相違が生じ、契約書に記載する意味を失う可能性があると考えられますので、本項につきましては削除をお願いできませんでしょうか？	瑕疵担保責任期間の変更は、民法639条の規定によるものであり、ご指摘のような問題は生じないという理解です。現時点では削除の予定はありません。
契-96	54	別紙1					「各完了確認通知書の受領と同時」に所有権を移転するとの規定と、別紙1目的物引渡書に「下記引渡年月日で引き渡します」との文言とに日付に相違があつた場合の関係が不明です。「各完了確認通知書の受領と同時」に所有権を移転させるのであれば、別紙1目的物引渡書に「下記記載の完了確認通知書受領時にお引き渡し致しましたことをお届け致します。」等の表現にする必要があると考えます。	ご指摘の通りに修正致します。
契-97	57	別紙4					質問回答書「要項-38」により（工事）履行保証保険については、工事業者（EPC）が付保し、市のために「質権設定」を行うことができる”、とありますが、「基本協定書（案）第5条」に基づき各工事ごとに分離発注された場合、それぞれのEPC工事業者（構成員）が履行保証保険を付保することでかまいませんか。	各工事について、更新建設工事費の10%が確保されている限り、別々での付保を否定しません。
契-98	60	別紙7	1	(1)	(b)		更新対象外既設発電設備の基本料金支払期間が平成29年3月31日までとなっていますが、それ以降の50号機の運転・維持管理およびそれに関する費用の支払いは認められるのでしょうか。	認めます。ただし、平成29年3月31日以降は、50号機故障時等の費用は事業者側の負担とする理解です。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
契-99	64	別紙7		2	(2)	(a)	「各基本料金対象更新建設費」の用語の定義をご教示願います。	「基本料金対象更新建設費」とは、甲が乙に支払う電力料金及び温水料金を構成する要素のひとつであり、甲が乙に支払う更新建設工事費から甲が受領する予定の国庫補助金額を控除した額に相当する額をいいます。提案時に、新規発電設備又は取合工事後の更新対象外既設発電設備の基本料金対象更新建設費として、基本料金対象更新建設費総額を、建設負担金の納付時期に対応させて割り振るようお願い致します。
契-100	64	別紙7		2	(2)	(a)	「金利基準日は各新規発電設備の引渡しに先立ち納付する建設負担金の納付日の2営業日前」とありますが、各新規発電機設備に該当しない設計既存50号機取合工事費、設計費及び撤去費の金利決定方法をご教示願います。	設計費及び撤去費は、応募者提案に従い、いずれかの新規発電設備に係る基本料金として支払われることとなります。このため金利基準日は各新規発電設備に係る建設負担金の時期を基準としています。なお、取合工事費に係る金利基準日は、取合工事に係る建設負担金の納付日の2営業日前となります。この点を明記します。
契-101	67	別紙9					本条におきまして、法令変更による損害金及び増加費用の負担割合が規定されておりますが、その金額に関する支払い方法が規定されておりません。このような場合におきましても金融機関からの融資をスムーズに受けられるようにする為にも、一括にてお支払いを頂けますようお願いを申し上げたく考えます。	現時点での変更の予定はありません。
契-102	68	別紙10					本条におきまして、不可抗力による損害金及び増加費用の負担割合が規定されておりますが、その金額に関する支払い方法が規定されておりません。このような場合におきましても金融機関からの融資をスムーズに受けられるようにする為にも、一括にてお支払いを頂けますようお願いを申し上げたく考えます。	現時点での変更の予定はありません。